

2020年度

〔 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 〕

第13期

事業計画

株式会社日本政策投資銀行

## 株式会社日本政策投資銀行 2020年度事業計画

2020年度事業計画においては、2020年3月に危機認定された新型コロナウイルス感染症による被害に対して、危機対応業務を万全の態勢で適確かつ優先的に実施することに加え、新たに策定した2020～2022年度における第5次中期経営計画(以下、「5次中計」という。)の初年度として、5次中計の達成を着実に推進していく。

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。以下、「法」という。)において、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むこととされている。

このため、当行においては、従来から完全民営化に向けた収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化(会社法に準拠した意思決定の実施、リスク管理体制の精緻化等)などの取組を行ってきたところであり、今後もそうした取組を推進・強化していく。

また、当行に対しては、2015年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号。以下、「平成27年改正法」という。)により、危機対応業務が義務付けられるとともに、企業の競争力強化や地域活性化に資する成長資金を供給するため新たに特定投資業務が措置されたほか、当分の間の政府関与継続に伴う適正な競争関係への配慮義務が課されている。

当行としては、平成27年改正法による措置も含めた法の趣旨に従い、新たに危機認定された新型コロナウイルス感染症による被害に対する危機対応業務を万全の体制で適確かつ優先的に実施していくことに加え、5次中計の方針の下で、引き続き、リスクマネー供給規模の拡大に加えて、企業の成長支援や地方創生・地域活性化などに資する適切なリスクテイクを行うなど、成長資金供給の活性化等に向け

取り組む所存である。

なお、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（以下、「本法案」という。）が2020年2月25日に閣議決定され、第201回通常国会に提出されている。本法案においては、地域活性化又は企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を引き続き促進するため、特定投資業務について、以下の措置を講ずることとされている。

1. 投資決定期限及び政府による出資期限を令和3年（2021年）3月31日から令和8年（2026年）3月31日まで延長する。
2. 業務完了期限を令和8年（2026年）3月31日から令和13年（2031年）3月31日まで延長する。

## I 5次中計に基づく具体の施策

### 1. 目指す将来像

当行は、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードするとともに、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たす所存である。

### 2. 第5次中期経営計画

#### (1) 社会的課題と当行の役割

デジタル化や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まり等、抜本的な人口構造や社会構造の変革が進み、社会課題と顧客の経営課題が一体不可分となる中、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しながら顧客起点で投融資機会を創出することで、我が国金融市場の活性化に貢献する。また、係る取組を通じて、経済価値と社会価値の両立に取り組む。

(産業をつなぐ：産業の潜在力を引き出す)

- ・ 既存業種を超えた横断テーマへの対応を強化
- ・ CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）と連携したリスクマネー供給や大企業とベンチャー等をつなぐ取組
- ・ イノベーションの社会実装への挑戦

(世代をつなぐ：しなやかで強い社会を次世代につなぐ)

- ・ 持続可能な社会の実現に向けたインフラ整備の推進
- ・ 災害とその復旧に備える官民連携の推進
- ・ 企業の非財務要素の着目した顧客とのエンゲージメントの強化
- ・ 評価認証型融資等、当行の特色を活かした ESG 金融の推進

(地域をつなぐ：先駆的な地域の取組に挑戦する)

- ・ 地域創生に向けたナレッジの活用
- ・ 地域の潜在力を引き出す官民連携の推進
- ・ 顧客が海外の成長を取り込むリスクマネー供給
- ・ 地域の交流人口を増やす取組の推進

- ・ 地域金融機関との協働ファンド等を通じたリスクマネー供給

### 3. 2020 年度事業計画

#### (1) 事業戦略

- ・ 新型コロナウイルス感染症による被害が新たに危機認定されたことを受けて、危機対応業務を万全の態勢で適確かつ優先的に実施するとともに、地域金融機関との連携を強化すること等を通じ、事業者に対する一層の支援に取り組む
- ・ 既存の業界の垣根を越えた再編やイノベーションへの取組に対し、業種横断的なナレッジを活用した成長投資を推進
- ・ エネルギー分野、運輸・交通および都市開発分野を中心に、ストラクチャードファイナンスのアレンジやメザニンファイナンス、長期投資を内外一体に加速
- ・ 事業承継等の地域の課題に対し、地域金融機関との協働投資を推進
- ・ 地域企業のグローバル化等、新たな課題に対するコンサルティング強化
- ・ 地域金融機関他に対し、内外の投融資機会を提供するとともに、取り扱うオルタナティブ商品を拡充
- ・ 災害復興ファンド等、引き続き指定金融機関としての業務のみならず、セーフティネット機能を発揮

#### (2) 経営基盤戦略

##### (資金調達)

- ・ 良質なリスクマネーの提供を適確に行うため、SRI 債等の資金調達手法の多様化に努め、引き続き、質・量ともに安定的な財源の確保を図る。

##### (リスク管理態勢)

- ・ 良質なリスクマネーの供給を支える自己資本の充実に努め、信用リスクをはじめとする各種リスクの統合的管理を通じ、安定性や効率性および経済性に配慮した資本運営を行い、健全な自己資本比率を維持する。特に投資リスクの管理高度化に努め、リスク管理態勢の充実に努める。

##### (人材育成)

- ・ リスク対応力を高めるため、多様な人材に挑戦機会を幅広く提供する。

- ・ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用した業務効率化、高付加価値化を含めた仕事の進め方改革に取り組む。

（基盤整備）

- ・ 情報整備基盤に関し、IT面に係る基本方針を定め、BCP強化および多様な働き方の実現ならびに意思決定の迅速化を図る。

（外部連携）

- ・ 他の金融機関等との連携・協働に努め、コミュニケーションを強化する。

## Ⅱ. 平成 27 年改正法による措置に基づく当行の施策

### 1. 危機対応業務の実施方針

#### (1) 株式会社日本政策金融公庫法第 2 条第 4 号に規定する被害の発生時における対応の方針

- ・ 発生した危機の内容を正確に把握するため、事業者等からの情報収集・状況把握に努め、必要に応じ、速やかに適確な対応方針を策定するとともに、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務規程に定める相談窓口における対応等を迅速に実施する。
- ・ 特に大規模危機等が発生した場合においては、営業時間帯のみならず休日も実施する等、資金供給を必要とする事業者の需要に適確に応える体制を整備する。
- ・ 機動的な人員配置により危機対応業務を実施する部店の体制を強化する等、危機対応業務の適確な実施に支障を生じさせない体制を整備する。
- ・ 継続中の危機に加え、新たに危機認定がなされた新型コロナウイルス感染症に係る危機については、平成 27 年改正法による当行への危機対応業務の義務化の趣旨を十分に踏まえ、引き続き指定金融機関として適時適切に対応する。

#### (2) 株式会社日本政策金融公庫法第 2 条第 4 号に規定する被害の発生に備えた取組

- ・ 危機対応業務を統括する業務企画部と、危機対応業務を実施する指定営業所たる支店も含む各投融資業務担当部店との間で、平時においても緊密な連携を図ることとし、本事業年度においても、特に危機対応業務の義務化の趣旨および危機対応業務の適確な実施に関する事項を各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施する。
- ・ 危機発生時における迅速な対応にも資するよう、日頃の取引を通じ、不断に産業動向を分析するとともに、顧客との関係構築や地域金融機関をはじめとする民間金融機関との意見交換の実施を通じて、幅広いネットワークの構築、情報交換に努め、必要に応じて、当行が指定金融機関として実施してきた危機対応業務の実績やノウハウの共有に取り組む。

### (3) その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

- ・ 危機対応業務の適確な実施のため、危機対応準備金の適正な規模を検討するなど、必要な財政基盤を確保しながら適確に業務を執行する。
- ・ 引き続き量的目標などは設定せず、全案件の対象要件について営業部店と本部のダブルチェックを行う運営を継続する。

## 2. 特定投資業務の実施方針

### (1) 特定投資業務の実施に係る基本的な方針

- ・ 本事業年度における特定投資業務は、事業規模を 2,000 億円とし、本事業年度において新たに策定等される成長戦略や地域活性化等に関連する政府決定等も十分に踏まえて取り組むこととする。なお、2019 年 10 月から 11 月にかけて計 4 回にわたり開催された「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」のとりまとめにおいては、民間投資家になじみの薄い分野（先端技術の事業化や新産業創造、航空宇宙分野等）に投資を行い、民間が投資しやすい環境を作ることが重要であるとの指摘や、事業会社との共同投資や CVC に対する支援を推進し、大企業の現預金等の資金余剰の有効活用につなげていく必要があるとの指摘、また、地域金融機関との協働ファンドを横展開し、金融機関へのノウハウ共有や人材育成支援を推進することへの期待が示された。これらの指摘や期待を踏まえ、これまでの特定投資業務での取組を一層推進しつつ、先端技術や新産業創造、スタートアップ等に対する投資を通じてマーケット・プラクティスの確立に努めることに加え、アンカーLP 出資や CVC に対する支援を進めることで成長資金市場の質的および量的補完機能を発揮し、成長資金の成功事例を積み上げていくことを目指す。
- ・ 特定投資業務に係る措置が、我が国において民間金融機関等による成長資金の供給が必ずしも十分に行われていない状況の下で、民間金融機関等による自立的な成長資金の供給の促進ならびに我が国経済の喫緊の課題である地域経済の活性化および我が国の企業の競争力の強化を図るために時限的に講じられるものであることを踏まえ、次の各号に掲げる事



項に特に留意して特定投資業務を行う。

- ① 民業の補完または奨励に徹することとし、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して、率先して資金供給を行うこと。他方、民間金融機関等との適切なリスク共有にも留意すること。
  - ② 民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用および民間を中心とした資本市場の活性化を促進するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくとともに、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、より一層協働ファンドの組成・活用に注力すること等により、積極的なノウハウの提供等に努めること。特に地域においては、成長資金供給の状況等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、相対的にリスクの低い成長資金供給から先行的に複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努めること。
  - ③ 地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる施策をはじめとする関係施策と適切に連携するため、特定投資業務の実施に当たっては、関係省庁、地方公共団体および政府関係機関その他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、適切な役割分担の下で業務を行うこと。特に、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先すること。
- ・ 特定投資業務において保有する有価証券等を民間金融機関等に譲渡することを通じて、民間金融機関等による成長資金の供給促進に寄与することの重要性を踏まえ、政策目的との整合性、長期収益性の確保および特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の特性等に留意しつつ、当該有価証券等をできる限り早期に民間金融機関等に譲渡する

ように努めること。

**(2) 一般の金融機関が行う金融および民間の投資の補完又は奨励に係る措置**

- ・ 特定投資業務の実施に当たって、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施するとともに、特定投資業務による資金供給が一般の金融機関が行う金融および民間の投資を補完し、または奨励するものであることについて、特定投資業務規程等に定める方法により案件ごとにあらかじめ確認する。
- ・ また、政府による出資を受けて実施する業務であること等を踏まえ、次に掲げる事項に沿って業務を実施することとし、特定投資業務規程等に定める方法により案件ごとにあらかじめ確認する。
  - ① 民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう、特定投資業務による資金供給の決定に当たり、市況、民間投資ファンド等の取引状況等を考慮し、市場規律を尊重すること。
  - ② 特定投資業務による資金供給に当たり、当該資金供給を受ける事業者が実施する他のプロジェクト等のために当行の特定投資業務以外の業務による資金供給を行うことを契約の条件とするなど、特定投資業務を実施することに伴う優越的地位を濫用しないこと。
- ・ 民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況に関する監視や、政策目的との整合性を含む業務実績の評価等のため、取締役会の諮問機関として設立した外部有識者機関である特定投資業務モニタリング・ボードを原則として半期毎に、また必要に応じて開催する。また、特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、その状況を財務大臣へ報告する。

**(3) 法附則第2条の12第3項に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組**

- ・ 成長資金供給規模の確保や民間を中心とした資本市場の活性化の促進に寄与するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていく。
- ・ また、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件に係る事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、民間金融機関等との協働による成長資金供給に当たっては、より一層協働ファンドの組成・活用に注力すること等により、民間金融機関等との情報交換やノウハウの積極的な提供に努める。
- ・ 特に地域においては、成長資金供給の状況等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、相対的にリスクの低い成長資金供給から先行的に複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努める。
- ・ 特定投資業務モニタリング・ボードにおいて、法附則第2条の12第3項に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進への寄与の観点から、特定投資業務の適確な業務運営について検証等を行うとともに、各案件について適切にモニタリングする。

#### (4) 法附則第2条の16第2項第4号の体制による特定投資業務の実施状況に係る評価および監視の結果を踏まえた対応

- ・ 2019年度に開催した特定投資業務モニタリング・ボードにおいては、地域金融機関との協働ファンドについて他地域への更なる横展開や事業承継案件等への取組に対する期待が表明されたほか、民間金融機関からのリスクマネー供給を促進するためにも成功事例の積み上げに努めてほしいとの意見が寄せられた。これらを踏まえ、地域金融機関との協働ファンド経由の案件等を通じたリスクマネー供給に係るノウハウ提供や、協働案件におけるリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関におけるリスクマネー供給促進への寄与に努め、成長資金の成功事例を積み上げていくことを目指す。

- ・ また、今後開催する特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映する。

#### (5) その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

- ・ 特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保に係る状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会（全銀協）、全国地方銀行協会（地銀協）および第二地方銀行協会（第二地銀協）との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。また、そこでの議論が特定投資業務の適切な運営に活かされるよう、意見交換の内容については、特定投資業務モニタリング・ボードにおいて検証等を行い、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、これらの取組の状況を財務大臣へ報告する。

### 3. 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針

#### (1) 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針

- ・ 政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような投融資等についてはこれらを厳に慎むものとし、徒に規模を拡大するようなことのないよう、適切に業務を運営する。

#### (2) 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組

- ・ 業務運営における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る状況その他の業務の実施状況を検証するため、全銀協、地銀協および第二地銀協との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。
- ・ 平成 27 年改正法の趣旨を踏まえ、取締役会の諮問機関として位置付けられたアドバイザリー・ボードを活用し、適正な競争関係の確保状況も含めた当行の業務運営について、全銀協、地銀協および第二地銀協との意見交換等も踏まえた議論を行うこととし、その結果を適時適切に業務運営に反映するとともに、これらの取組の状況について財務大臣へ報告す

る。なお、2019 年度に実施した民間金融機関との意見交換においては、主に、引き続き民間金融機関との間の適正な競争関係の確保を意識してほしい旨の意見のほか、勉強会等を通じたナレッジの提供やより一層のコミュニケーションを通じた地域金融機関への投融資機会等の情報提供に対する期待に加え、ESG 経営を先導する役割への期待も寄せられた。これらの意見を踏まえて議論されたアドバイザー・ボードにおいては、当行が民間金融機関と協働できる理由に関する意見や、ESG 分野において DBJ らしさを活かした取組に期待したいとの意見を頂いた。係る意見や期待を踏まえ、2020 年度においても、引き続き民間金融機関との協働を推進し、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供や市場金利水準等を意識した業務運営を継続する。加えて、ESG・SDGs に関連した取組の推進に向けた体制整備や SRI 債の継続発行等を通じて、当行における ESG・SDGs に係る取組の深化に努め、様々な機会において民間金融機関と共有していく方針である。

**(3) その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組**

- ・ 民間金融機関やファンド等多様な金融プレーヤーとの協働投融資案件の組成や業務協力協定の締結などを推進する。

以 上